第

5946

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2018年)$ 平成30年 4月 27日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 少額減価償却資産の取扱い

Q:少額の減価償却資産は、どのように取り扱われますか?

A:10万円未満、20万円未満、30万円未満で取扱いが違います。また、中小企業等だけに認められているものもあります。

【解説】

少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合は、次のように取り扱われます。

- ① 取得価額が10万円未満の減価償却資産 取得価額が10万円未満又は使用可能期間 が1年未満である減価償却資産を事業の 用に供した場合において、その取得価額相 当額を事業の用に供した事業年度で損金 経理したときは、その全額が損金の額に算 入されます。
- ② 取得価額が20万円未満の減価償却資産 取得価額が20万円未満の減価償却資産に ついて、一括償却を選定したときは、損金 経理をした金額のうち次の損金算入限度 額に達するまでの金額について損金の額 に算入されます。
 - 一括償却対象額×当期の月数÷36
- ③ 取得価額が30万円未満の減価償却資産 中小企業者等が、取得価額10万円以上30万 円未満の減価償却資産を取得して、事業の 用に供した場合には、その事業の用に供し た事業年度において損金経理をした金額の うち年300万円までの金額について損金に 算入することができます。







